

『一級建築士合格戦略 法規のウラ指導 2025年版』（第1版第1刷／2024年12月20日発行）

令和7年4月1日施行「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(略)」に基づく各法令の更新内容の対応を含め、以下の通り内容を訂正致します。

※「……」で本文を適宜省略しています

※法改正で成立しなくなった問題のうち、著者の判断により加筆をして改めて成立させている問題がございます

頁	コード	該当欄	旧	新
053	20074	原文	原文：法21条 ……を用いたものに限る。）は、その特定主要構造部を…… 原文：令109条の5 （大規模の建築物の主要構造部の性能に関する……） …… 二、第107条各号 又は 第108条の3第1項第一号イ及びロに掲げる基準	原文：法21条 ……を用いたものに限る。）は、その特定主要構造部を…… 原文：令109条の5 （大規模の建築物の 特定 主要構造部の性能に関する……） …… 二、第107条各号 又は 第108条の 4 第1項第一号イ及びロに掲げる基準
054	21062	解説	……必要とされる性能に関して政令基準（令109条の 8 ）……	……必要とされる性能に関して政令基準（令109条の 9 ）……
		原文	…… 原文：令109条の 8 ……	…… 原文：令109条の 9 ……
054	29201	解説	……必要とされる性能に関して政令基準（令109条の 8 ）……	……必要とされる性能に関して政令基準（令109条の 9 ）……
095	20043	原文	原文：法86条の7 ……第28条の2（同条各号に掲げる基準のうち 政令で定めるもの ）に係る部分に限る。）……	原文：法86条の7 ……第28条の2（同条 第一号及び第二号 に掲げる基準に係る部分に限る。）……
106	03032	解説	……「法6条第一号～ 三号 ……延べ面積200㎡を 越える ……	……「法6条第一号， 二号 ……延べ面積200㎡を 超える ……
		原文	原文：法6条 （建築物の建築等に関する申請 及び 確認） 建築主は， 第一号から第三号までに ……又は 第四号に ……	原文：法6条 （建築物の建築等に関する申請 及び 確認） 建築主は， 第一号 若しくは 第二号に ……又は 第三号に ……
106	18031	解説	……「法6条第一号～ 四号 条件に該当する建物における……	……「法6条第一号～ 三号 条件に該当する建物における……
111	20053	原文	原文：法6条の3 （構造計算適合性判定） ……都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。 ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準（第20条第1項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）……に適合するかどうかを、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等が第6条第4項に規定する審査をする場合 又は 前条第1項の規定による指定を受けた者が当該国土交通省令で定める要件を備える者である第77条の24第1項の確認検査員に前条第1項の規定による確認のための審査をさせる場合は、この限りでない。	原文：法6条の3 （構造計算適合性判定） ……都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。 ただし、……次の各号に掲げる確認審査である場合において、……区分に応じて国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等がするとき 又は 前条第1項の規定による指定を受けた者が当該要件を備える者である……ときは、この限りでない。 一、当該建築物の計画が 特定構造計算基準のうち……確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの……に適合するかどうかの確認審査
111	24124	原文	原文：令9条の3 （確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準……） 法第6条の3第1項 ただし書 の政令で定める特定構造計算……	原文：令9条の3 （確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準……） 法第6条の3第1項 第一号 の政令で定める特定構造計算……
111	21301	解説	……「三号」より「法6条1項 四号（通称：四号物件） 」の……	……「三号」より「法6条1項 第三号 」の……
112		原文	原文：法6条の4 …… 三、第6条第1項 第四号 に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの	原文：法6条の4 …… 三、第6条第1項 第三号 に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの
115	20051	解説	「法7条の6」より、「第6条第1項第一号 から第三号までの ……	「法7条の6」より、「第6条第1項第一号， 二号 の……
		原文	原文：法7条の6 （検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限） 第6条第1項第一号 から第三号までの 建築物を新築……	原文：法7条の6 （検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限） 第6条第1項第一号 若しくは 第二号までの 建築物を新築……

頁	コード	該当欄	旧	新
127	21104	解説	……「政令指定されている建築設備を法6条第一～ <u>三号</u> ……	……「政令指定されている建築設備を法6条第一， <u>二号</u> ……
		原文	原文：法87条の4 (建築設備への準用) 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第6条第1項第一号 <u>から第三号までに</u> ……	原文：法87条の4 (建築設備への準用) 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第6条第1項第一号 <u>又は 第二号に</u> ……
132	条文の 捉え方	左段	…… 法6条 建築主は，第一号 <u>から第三号までに</u> 掲げる……又は 第四号に …… 二 木造の建築物で ① 3以上の階数を有し， 又は ②延べ面積が500㎡，③高さが13m 若しくは ④軒の高さが 9mを超えるもの 三 木造以外の建築物で 2以上の階数を有し，又は延べ面積が 200㎡を超えるもの 四 前3号に掲げる建築物を除くほか，都市計画区域若しくは 準都市計画区域……内における建築物	…… 法6条 建築主は，第一号 <u>若しくは第二号に</u> 掲げる……又は 第三号に …… 二 前号に掲げる建築物を除くほか，2以上の階数を有し，又 は延べ面積が200㎡を超えるもの 三 前二号に掲げる建築物を除くほか，都市計画区域若しくは 準都市計画区域……内における建築物
		右段	…… 確認申請を要するケース ○一号 <u>から三号</u> の「建築」「大規模の修繕，模様替」 ○四号の「建築」 ※四号の大規模の修繕，模様替は確認不要 …… ○ 木造の建築物（4つのケース：法20条からも参照） Aを有し，又は Bを超えるもの〈原型〉 A①を有し，又は B②，B③ 若しくは B④を超えるもの A「有する」グループと，B「を超える」グループ	…… 確認申請を要するケース ○一号， <u>二号</u> の「建築」「大規模の修繕，模様替」 ○ <u>三号</u> の「建築」 ※ <u>三号</u> の大規模の修繕，模様替は確認不要 ……
133	条文の 捉え方	右段	法7条の6（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限） <u>第6条第1項第一号から第三号までの建築物を</u> ……	法7条の6（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限） <u>第6条第1項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を</u> ……
135	条文の 捉え方	右段	…… ②①以外の特定建築物で，行政庁が指定するもの（…… …… ・ $F \geq 5$ かつ $A > 1,000\text{㎡}$	…… ②①以外の特定建築物で，行政庁が指定するもの（…… …… ・ $F \geq 3$ かつ $A > 200\text{㎡}$
138	条文の 捉え方	左段	法87条の4（建築設備への準用） 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第6条第1項第一号 <u>から第三号までに</u> ……	法87条の4（建築設備への準用） 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第6条第1項第一号 <u>又は 第二号に</u> ……
140	25103	解説	「法20条」に「構造耐力」について載っており，その「一～三 号」より「法6条二号（申請義務が生じる木造建築物），三号 （申請義務が生じる木造以外の建築物）のうちのどちらかに該 当する場合においては，構造計算義務が生じる。」とわかる。 問題文の建物は，「法6条二号」，「三号」条件のうちのいず れにも該当しないため，構造計算義務は生じない。	「法20条」に「構造耐力」について載っており，その「一～三 号」に該当する場合，構造計算義務が生じる。」とわかる。問 題文の建物は「鉄骨造，平屋，延べ面積200㎡」であり，いず れにも該当しないため，構造計算義務は生じない。
		原文	原文：法20条第二号 二、高さが60m以下の建築物のうち， <u>第6条第1項第二号に掲げ る建築物（高さが13m 又は 軒の高さが9mを超えるものに限 る。）又は 同項第三号に掲げる建築物</u> ……	原文：法20条第二号 二、高さが60m以下の建築物のうち， <u>木造の建築物（地階を除 く階数が4以上であるもの 又は 高さ16mを超えるものに限 る。）又は 木造以外の建築物</u> ……
141			…… 三、高さが60m以下の建築物のうち，第6条第1項第二号 又は 第三号に掲げる建築物……（前号に掲げる建築物を除く。）… …	…… 三、高さが60m以下の建築物（ <u>前号に掲げる建築物を除く。</u> ） のうち，第6条第1項第一号 又は 第二号に掲げる建築物（ <u>木造 の建築物にあつては，地階を除く階数が3以上であるもの 又は 延べ面積が300㎡を超えるものに限る。</u> ）……

頁	コード	該当欄	旧	新
142	20092	問題	地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物（高さが31m以下のもの）で、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものは……	地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物で、高さが16mを超えるものは……
		解説	問題文の建物は「法6条第三号」に該当するため、……高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの」……	問題文の建物は「法6条第二号」に該当するため、……高さが16mを超えるもの」……
148	21111	解説	「令43条」に……垂直距離に対して、表に掲げる割合以上としなければならない。」とわかる。この表の「(二)」より、柱の必要小径は、屋根をふく材料によって異なる場合があることがわかる。	「令43条」に……垂直距離に対して、建築物の用途及び規模並びに屋根、外壁その他の建築物の部分の構造に応じて所定の割合以上としなければならない。」とわかる。よって正しい。
		原文	原文：令43条 (柱の小径) 構造耐力上主要な部分である柱……の小径は、……横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。	原文：令43条 (柱の小径) 構造耐力上主要な部分である柱……の小径は、……横架材の相互間の垂直距離に対して、建築物の用途及び規模並びに屋根、外壁その他の建築物の部分の構造に応じて……大臣が定める割合以上のものでなければならない。
161	29121 図問題	問題	……80㎡とする。また図は略図とする。	……80㎡とし、1階部分の地震力の算定にあたり床面積に乗じる数値は36cm/㎡、風圧力の算定にあたり見附面積に乗じる数値は50cm/㎡とする。また図は略図とする。
		解説	…… ②.その階の床面積に「表2」の値を……高さ1.35mを減じたものに「表3」の値を乗じた数値以上……	…… ②.その階の床面積に屋根荷重及び外壁の種類等により算定した値を……高さ1.35mを減じたものに告示で定める値を乗じた数値以上……
162		解説	②.「必要壁量」を求める場合 「地震力（その階の床面積に「表2」の……高さ1.35mを減じたものに「表3」の値を乗じた数値）」をそれぞれ求め、大きい方の値を採用する。 問題文に、「屋根を金属板で葺いた建築物」とあるため、令46条4項「表2」より、建築物の種類は、「令43条1項の表の(2)に掲げる建築物」に該当し、「階数が2の建築物の1階」の検討となるため、「階の床面積に乗ずる数値」は「29cm/㎡」とわかる。 また令46条4項の「表3」より、「見附面積に乗ずる数値」は、「50cm/㎡」とわかる。	②.「必要壁量」を求める場合、 「地震力（その階の床面積に屋根荷重及び外壁の種類等により算定した……高さ1.35mを減じたものに告示で定められた値を乗じた数値）」をそれぞれ求め、大きい方の値を採用する。 問題文より、地震力の算定にあたり1階の床面積に乗じる数値は36cm/㎡、風圧力の算定にあたり見附面積に乗じる数値は50cm/㎡とわかる。
163	条文の 捉え方	構造計算等 関係規定・ 早見表	更新表最終ページに掲載した【更新版】をご確認ください	
169	条文の 捉え方	左段	法20条1項第二号 高さが60m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号に掲げる建築物（高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数……	法20条1項第二号 高さが60m以下の建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が4以上であるもの又は高さが16mを超えるものに限る。）又は木造以外の建築物（地階を除く階数……
		右段	○法20条第1項第二号の対象となる「非木造」建築物（読み方） 同項第三号に掲げる建築物（地階……	○法20条第1項第二号の対象となる「非木造」建築物（読み方） 高さが60m以下の建築物のうち、木造以外の建築物（地階……
180	20024	解説	「令109条の2の2」に「主要構造部を準耐火構造等と……	「令109条の2の2」に「主要構造部を準耐火構造と……
		原文	原文：令109条の2の2 (主要構造部を準耐火構造等とした建築物の層間変形角) 法第2条第九号の三に該当する建築物……の地上部分の……	原文：令109条の2の2 (主要構造部を準耐火構造とした建築物等の層間変形角) 主要構造部を準耐火構造とした建築物……の地上部分の……

頁	コード	該当欄	旧	新
186	条文の 捉え方	左段	…… 法21条 大規模の建築物の主要構造部 →原則耐火構造 (令109条の5) 2項第二号 大規模木造の「壁等」 (令109条の7) 法22条 通称：22条区域の屋根の構造 →22条区域の屋根の性能基準 (令109条の8) 法23条 22条区域 木造建築物等の外壁の構造→準防火性能基準 (令109条の9)	…… 法21条 大規模の建築物の主要構造部 1項：階数4以上、高さ16m超 (令109条の5) 2項：延べ面積3,000㎡超 (令109条の7) 法22条 通称：22条区域の屋根の構造 →22条区域の屋根の性能基準 (令109条の9) 法23条 22条区域 木造建築物等の外壁の構造→準防火性能基準 (令109条の10)
		右段	…… 令 108 条の3→耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準 …… …… 令109条の7→大規模木造の「壁等」の性能基準 ①②③+④倒壊防止、⑤延焼防止 令109条の8→22条区域の屋根の性能基準 屋外からの火の粉で発炎、損傷しない 令109条の9→準防火性能の基準 ①非損傷性、②屋内への遮熱性	…… 令 108 条の4→耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準 …… …… 令109条の7 周囲に防火上有害な影響を及ぼすことを防止→①周辺高火熱面積、②令109条の5各号 令109条の9→22条区域の屋根の性能基準 屋外からの火の粉で発炎、損傷しない 令109条の10→準防火性能の基準 ①非損傷性、②屋内への遮熱性
191	条文の 捉え方	右段	…… ○令110条…… <u>外壁の開口部</u> 建築物の他の部分から当該開口部へ延焼……	…… ○令110条…… (令109条の5第一号：通常火災終了時間に該当しない場合) <u>外壁の開口部</u> 建築物の他の部分から当該開口部へ延焼……
192	条文の 捉え方	左段	令110条 (……主要構造部の性能……) …… 二 第107条各号又は第108条の3第1項第一号イ及びロに掲げる基準 ※システムの都合上表現できませんが「二」の下線は点線です	令110条 (……主要構造部の性能……) …… 二 第109条の5各号のいずれかに掲げる基準 → (一号：通常火災終了時間、二号：耐火系) ※システムの都合上表現できませんが「二」の下線は点線です
201	条文の 捉え方	左段	令136の2 (……) …… イ 特定主要構造部が第107条各号又は第108 条の3第1項第一号……	令136の2 (……) …… イ 特定主要構造部が第107条各号又は第108 条の4第1項第一号……
202	27092	原文	…… 原文：令111条 (窓その他の開口部を有しない居室等) 法第35条の3 (法第87条第3項において準用する場合を含む。) ……開口部を有しない居室 (……) とする。	…… 原文：令111条 (窓その他の開口部を有しない居室等) 法第35条の3 (……) ……開口部を有しない居室 (……大臣が定める基準に適合するものを除く。) とする。
236	06081	解説	……道に面する各階の外壁面の長さ40m以内ごとに非常用の進入口を設けなければならない。」とわかるが、「令126条の6ただし書き」より、……構わない。よって誤り。	……道に面する各階の外壁面に40m以下の間隔で非常用の進入口を設けなければならない。」とわかる (「令126条の6ただし書き」……構わない)。よって誤り。
248	01142	解説	……延べ面積200㎡以内の一戸建て住宅」はこれに該当する。よって正しい。	……延べ面積500㎡以内の一戸建て住宅」はこれに該当する。よって正しい。
		原文	…… 原文：建築基準法施行規則第10条の3 …… 3. ……省令で定める建築物の用途 及び 規模に関する基準は、<u>延べ面積(……)が200㎡以内の一戸建ての住宅であることとする。</u>	…… 原文：建築基準法施行規則第10条の3 …… 3. ……省令で定める建築物 (……) の用途 及び 規模に関する基準は、次のとおりとする。 一、次のイ 及び ロに掲げる道の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる用途であること。 イ、第1項第一号に規定する道 法別表第1(イ)欄(一)項に掲げる用途以外の用途 ロ、第1項第二号に規定する道 一戸建ての住宅、長屋 又は 法別表第2(イ)項第二号に掲げる用途 二、延べ面積 (……) が500㎡以内であること。

頁	コード	該当欄	旧	新
435	22293	問題	……あらかじめ、 建築主事 の同意を得なければならない。	……あらかじめ、 建築主事又は建築副主事 の同意を得なければならない。
		解説	……あらかじめ、 建築主事 の同意を得なければならない。」とわかる。	……あらかじめ、 建築主事又は建築副主事 の同意を得なければならない。」とわかる。
		原文	原文：耐震改修法17条4項 4. …… 建築主事 の同意を得なければならない。	原文：耐震改修法17条4項 4. …… 建築主事 又は 建築副主事 の同意を得なければならない。
440	29213	原文	原文：土法3条 …… 一. ……（オーデ イ トリウム…… 延べ面積が500㎡をこえるもの ） 二. …… 高さが13m 又は 軒の高さが9m を超えるもの 三. ……れん 瓦 造…… 延べ面積が300㎡、高さが13m 又は 軒の高さが9mをこえるもの 四. 延べ面積が1,000㎡をこえ、且つ、階数が2以上の建築物	原文：土法3条 …… 一. ……（オーデ イ トリウム…… 延べ面積が500㎡を超えるもの ） 二. …… 高さが16m を超えるもの 又は 地階を除く階数が4以上であるもの 三. ……れん が 造…… 延べ面積が300㎡を超えるもの、高さが16mを超えるもの 又は 地階を除く階数が4以上であるもの 四. 延べ面積が1,000㎡を超え、且つ、階数が2以上の建築物
479	条文の捉え方	右段	土法3条（……） …… 二 木造……で、高さが 13m又は軒の高さが9m を超え…… 三 …… 延べ面積が300㎡、高さが13m又は軒の高さが9mをこえるもの	土法3条（……） …… 二 木造……で、高さが 16m を超えるもの 又は 地階を除く階数が4以上であるもの 三 …… 延べ面積が300㎡を超えるもの、高さが16mを超えるもの 又は 地階を除く階数が4以上であるもの
535	04271	削除		
535	30303	問題	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、……	「建築物のエネルギー消費性能の向上 等 に関する法律」に基づき、……
536		解説	「建築物省エネ法12条」……提出するときに、 所定の期間の末日の3日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。 」とわかる。問題文は「併せて提出」とあるため誤り。	「建築物省エネ法11条」……提出するときに、 適合判定通知書又はその写しの提出は、所定の期間の末日の3日前までにしなければならない。 」とわかる。問題文は「併せて提出」とあるため誤り。
		原文	原文：建築物省エネ法12条 （建築物エネルギー消費性能 適合性判定 ） 建築主は、特定建築行為をしようとするときは、……（建築物エネルギー消費性能確保計画（ 非住宅部分に係る部分に限る… ）……） を受けなければならない。 …… 6. …… 当該特定建築行為に係る建築基準法第6条第1項…… 7. 建築主は、前項の場合において、……建築主事の確認に係るものであるときは、同条第4項の期間（……）の末日の3日前までに、前項の適合判定通知書 又は その写しを当該建築主事に提出しなければならない。	原文：建築物省エネ法11条 （建築物エネルギー消費性能 適合性判定 ） 建築主は、…… 基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下……「特定建築行為」という。）であつて、同法第6条第1項の規定による確認を要するもの（以下……「要確認特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分）……）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（……）を受けなければならない。ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。 …… 6. …… 当該要確認特定建築行為に係る建築基準法第6条第1項…… 7. 前項の場合において、…… 建築主事 又は 建築副主事 の確認に係るものであるときは、前項の規定による 適合判定通知書 又は その写しの提出は、同条第4項の期間（……）の末日の3日前までにしなければならない。
536	02302	削除		
537	04273	削除		
537	04272	解説	「建築物省エネ法28、29条」より、「特定一戸建て住宅……	「建築物省エネ法21、22条」より、「特定一戸建て住宅……
		原文	原文：建築物省エネ法28条 ……	原文：建築物省エネ法21条 ……

頁	コード	該当欄	旧	新
538	04272	原文	原文：建築物省エネ法29条 (……) ……エネルギー消費性能の一層の向上のために…… 原文：建築物省エネ法(令)9条 (……) 法第28条第1項の政令で定める数は、<u>150戸</u>とする。 2. 法第28条第2項の政令で定める数は、<u>1,000戸</u>とする。	原文：建築物省エネ法22条 (……) ……エネルギー消費性能の一層の向上 (……) のために…… 原文：建築物省エネ法(令)5条 (……) 法第21条第1項の政令で定める数は、<u>150戸</u>とする。 2. 法第21条第2項の政令で定める数は、<u>1,000戸</u>とする。
538	03282	問題	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」……	「建築物のエネルギー消費性能の向上 等 に関する法律」……
		解説	「建築物省エネ法 31 、 32 条」より……。また、「同法(令) 10 条」より……	「建築物省エネ法 24 、 25 条」より……。また、「同法(令) 6 条」より……
		原文	原文：建築物省エネ法31条 …… 2. ……政令で定める数以上であるものをいう。……は、…… 原文：建築物省エネ法32条 …… 原文：建築物省エネ法(令)10条 (……) 法第31条第1項の政令で定める数は、<u>300戸</u>とする。 2. 法第31条第2項の政令で定める数は、<u>1,000戸</u>とする。	原文：建築物省エネ法24条 …… 2. ……政令で定める数以上であるものをいう。……) は、… 原文：建築物省エネ法25条 …… 原文：建築物省エネ法(令)6条 (……) 法第24条第1項の政令で定める数は、<u>300戸</u>とする。 2. 法第24条第2項の政令で定める数は、<u>1,000戸</u>とする。
539	29274	問題	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」……	「建築物のエネルギー消費性能の向上 等 に関する法律」……
		解説	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 34 条」に…	「建築物のエネルギー消費性能の向上 等 に関する法律 29 条」に…
		原文	原文：建築物省エネ法34条 (……) 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築…… 原文：同法6条2項 2. ……改修をいう。第34条第1項において……	原文：建築物省エネ法29条 (建築物エネルギー消費性能向上計画の認定) 建築主等は、エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築物の新築…… 原文：同法6条2項 2. ……改修をいう。次項、第29条第1項……において……
539	30304	問題	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」……	「建築物のエネルギー消費性能の向上 等 に関する法律」……
		解説	「建築物省エネ法 35 条」に「計画の認定基準」について……	「建築物省エネ法 30 条」に「計画の認定基準」について……
		原文	建築物省エネ法35条 …… 8. ……第1項の認定を受けたときは、……第12条第1項……	建築物省エネ法30条 …… 8. ……第1項の認定を受けたときは、……第11条第1項……
540	05273	解説	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 40 条」「同法(令) 11 条」より、……	「建築物のエネルギー消費性能の向上 等 に関する法律 35 条」「同法(令) 7 条」より、……
		原文	原文：建築物省エネ法40条 …… 原文：建築物省エネ法 (令) 11条 ……	原文：建築物省エネ法35条 …… 原文：建築物省エネ法 (令) 7条 ……
542	04281 図問題	解説	イ. 「建築基準法28条1項」より、「共同住宅の居室には、……	イ. 「建築基準法28条1項」, 「令19条3項表 (三)」より、「共同住宅の居室には、……
544	04291 図問題	解説	…… 3. 「建築物省エネ法 11 条1項、……	…… 3. 「建築物省エネ法 10 条1項、……

頁	コード	該当欄	旧	新
545	条文の 捉え方	左段	全文更新	<建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律> 法10条（建築主の基準適合義務） <u>建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。</u> 2. 前項の規定は、<u>建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。</u> …… 法11条（建築物エネルギー消費性能適合性判定） <u>建築主は……基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下……「特定建築行為」という。）であつて、同法第6条第1項の規定による確認を要するもの（以下……「要確認特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）……）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（…）を受けなければならない。ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。</u>
		右段	全文更新	令3条（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物の建築の規模） <u>法第10条第1項の政令で定める規模は、建築物の建築に係る部分の床面積（……）の合計が10㎡であることとする。</u> 建築基準法6条の4第1項第三号 三. 第6条第1項第三号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの 規則2条（建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為） 法第11条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為… …は、次に掲げる建築行為のいずれかに該当するものとする。 一. 住宅……の建築であつて、当該住宅（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分）を次に掲げる基準のいずれかに適合させるもの イ 基準省令第1条第一項第二号イ →建築物エネルギー消費性能基準 ロ 基準省令第10条第二号イ →建築物エネルギー消費性能誘導基準 二. 住宅の品質確保の促進等に関する法律……に規定する設計住宅性能評価……を受けた住宅の新築 三. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律……の認定……又は住宅の品質確保の促進等に関する法律……の確認……を受けた住宅の新築
546	条文の 捉え方	左段		法27条（小規模建築物の……評価及び説明） <u>建築士は、小規模建築物（特定建築物 及び第19条第1項第一号に規定する建築物以外の建築物……）……の建築……に係る設計を行うときは、……建築主に対し……書面を交付して説明しなければならない。</u> 法34条（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定） …… 法28条 （特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力） …… 法31条 （特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅等建設工事業者の努力） …… 法29条（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定） …… 法21条 （特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力） …… 法24条 （特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅等建設工事業者の努力） ……

頁	コード	該当欄	旧	新
546	条文の 捉え方	右段	小規模建築物 = 300㎡未満 令9条 （特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数等） 法第28条第1項の政令で定める数は、<u>150戸</u>とする。 2 法第28条第2項の政令で定める数は、<u>1,000戸</u>とする。 令10条 （特定一戸建て建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数等） 法第31条第1項の政令で定める数は、<u>300戸</u>とする。 2 法第31条第2項の政令で定める数は、<u>1,000戸</u>とする。	 令5条 （特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数等） 法第21条第1項の政令で定める数は、<u>150戸</u>とする。 2 法第21条第2項の政令で定める数は、<u>1,000戸</u>とする。 令6条 （特定一戸建て建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数等） 法第24条第1項の政令で定める数は、<u>300戸</u>とする。 2 法第24条第2項の政令で定める数は、<u>1,000戸</u>とする。

